

## 【 宿 泊 約 款 】

### （適用範囲）

- 第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### （宿泊契約の申込み）

- 第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- （1）宿泊者名
  - （2）宿泊日及び到着予定時刻
  - （3）宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
  - （4）その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとさせていただきます。

### （宿泊契約の成立等）

- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。
- ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還させていただきます。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### （申込金の支払いを要しないこととする特約）

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取扱います。

### （宿泊契約締結の拒否）

- 第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- （1）宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
  - （2）満室（員）により客室の余裕がないとき。
  - （3）宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - （4）宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する

暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他反社会的勢力。

ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

#### （宿泊客の契約解除権）

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあたって宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

#### （当館の契約解除権）

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
  - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
  - (8) 宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

#### （宿泊の登録）

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所、電話番号及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日、パスポートコピー

- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項
- 2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。  
ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
    - (1) 超過1時間までは、1室あたり3,000円(消費税別)
    - (2) 超過2時間までは、1室あたり4,000円(消費税別)
    - (3) 超過2時間以上は、宿泊料金の100%(消費税別)

(利用規則の遵守)

- 第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

- 第11条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。
- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間：
    - イ. 門限 24時
    - ロ. フロントサービス 06:00~24:00
  - (2) 飲食等(施設)サービス時間：
    - イ. 朝食 07:00~09:00
    - ロ. 夕食 17:30~21:00
    - ハ. その他の飲食等 —
  - (3) 附帯サービス施設時間： 館内案内図にてご案内
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

- 第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
  - 3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

- 第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限りの同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

ただし、天災、その他の理由による困難な場合を除きます。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。

ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料は支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。

ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は20万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。

ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともに、その指示を求めるものとします。

ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。傘や衣類など大量・安価な物や保管に不相应な費用を要するものについては、遺失物法にのっとり、対処いたします。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

ただし、駐車場の管理にあたり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

(災害対策)

第19条 火災、地震等の災害予防にご協力いただくとともに、緊急事態発生時には係員の指示に従い、冷静に対処をお願いします。  
また、不測の事態に備えて、非常口、消火設備、避難方法等を事前にご確認ください。

別表第1 宿泊料金の内訳（第2条第1項および第12条第1項関係）

		内	訳
宿泊者が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料	(室料+夕・朝食料)
	追加料金	②追加飲食及びその他の利用料金	(夕・朝食以外の飲食料)
	税金	イ. 消費税 ロ. 入湯税	

備考

1. 基本料金はフロントおよび客室内に掲示する料金表によります。
2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみ提供したときは30%をいただきます。寝具及び食事を提供しない幼児については、1,080円(消費税込)をいただきます。
3. 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

		契約通知を受けた日								
契約申込人数		不泊	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前
一般	14名まで	100%	100%	50%	30%	30%	0%	0%	0%	0%
団体	15名～30名まで	100%	100%	50%	30%	30%	30%	30%	0%	0%
	31名～100名まで	100%	100%	80%	50%	30%	30%	30%	20%	20%
	101名以上	100%	100%	80%	50%	50%	50%	30%	30%	30%

		契約通知を受けた日				
契約申込人数		8日前	14日前	15日	20日前	30日前
一般	14名まで	0%	0%	0%	0%	0%
団体	15名～30名まで	0%	0%	0%	0%	0%
	31名～100名まで	10%	10%	0%	0%	0%
	101名以上	15%	15%	10%	10%	10%

- (注)
1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
  2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
  3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については違約金はいただきません。

## ご利用規則

当館では、お客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第10条に基づき、次の通り利用規則（以下「本規則」といいます。）を定めておりますのでご協力くださいますようお願い申し上げます。

本規則をお守り頂けない場合は、当館内諸施設（第1項にて定義）のご利用をお断り申し上げます。また、お守りいただけなかった結果、生じた事故については責任をお取りいただくこともございますので特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

### 1. （適用範囲）

本規則は、当館の全施設（宿泊施設、宴会施設、レストラン、ロビー、駐車場、敷地等すべてを含みます。以下総称して「当館内諸施設」といいます。）をご利用される全ての来館者に適用させていただきます。

なお、当館にご宿泊のお客様（以下「宿泊客」といいます。）には、本規則のほか、当館が定める宿泊約款（以下「宿泊約款」といいます。）を適用させていただきます。

### 2. （安全と保安上お守りいただきたい事項）

- ① 客室からの“避難経路図”は各客室ドア内側に表示しておりますので必ずご確認ください。
- ② ご滞在中、お部屋から出られる際は施錠をご確認ください。
- ③ ご滞在中、特にご就寝の際は内鍵をお掛けください。  
万一、不審に思われることがございましたら、フロントまでご連絡ください。
- ④ 宿泊登録者以外のご宿泊、および客室内での外来訪問者との面会をご遠慮願います。
- ⑤ 後11時以降の訪問客のご来館をご遠慮願います。
- ⑥ ベッドでの喫煙はおやめください。
- ⑦ 客室内では暖房用、炊事用等の火気（器）及びアイロン等の持ち込み使用をご遠慮ください。
- ⑧ その他火災の原因となる行為はおやめください。
- ⑨ バックヤード、非常階段、機械室等お客様用以外の施設に立ち入らないでください。

### 3. （貴重品、お預かり品のお取り扱いについて）

- ① 現金、その他貴重品はフロントにお預けください。その他の場所における貴重品の盗難、紛失等については、当館は一切の責任を負いかねます。  
客室内の金庫はお客様ご自身の責任においてご利用ください。
- ② お預かりしたお忘れ物は、特にご指定のない限り、お預かりした日（または発見日）から原則として7日間保管し、その後は法令の定める手続きを取らせていただきます。（ただし、宿泊客には「宿泊約款」第16条第2項および同条第3項を適用します。）

### 4. （お支払いについて）

- ① 都合により、ご到着時にお預かり金を申し受ける場合がございます。
- ② 旅行小切手以外の小切手でのお支払い及び両替には応じかねますのでご了承ください。
- ③ 航空券や列車、バス等の切符代、タクシー代のお立替えはお断りさせていただきます。
- ④ 当館内のレストラン、ラウンジなどをご署名にてご利用になる場合、必ず客室の鍵（カードキー）をご提示ください。
- ⑤ 客室内のお電話をご利用の際は、施設使用料が加算されますのでご了承ください。
- ⑥ 料金のお支払いは通貨、または当館が認めた旅行小切手、及びクレジットカードによってお支払いいただけます。ただし、ご滞在中、ご利用金額が10万円を超えた場合は、その都度ご精算願います。
- ⑦ 勝手ながら所定の税金を加算させていただきます。  
従業員へのお心付けはご辞退申し上げます。
- ⑧ ご予定の宿泊日数を変更される場合は、あらかじめフロントにご連絡ください。

ご延長の場合は、それまでの宿泊日数分のお支払いをお願いいたします。

5. (反社会的勢力等の施設利用の禁止に関すること)  
次に掲げる団体および個人については、当館内諸施設のご利用をお断りいたします。  
また、当館において予約が成立した後、あるいはご利用中といえども、その事実が判明した場合には、その時点以降、一切のご利用をお断りいたします。
- イ. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他反社会勢力。
  - ロ. 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき。
  - ハ. 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
  - ニ. 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧的不当要求およびこれに類する行為が認められるとき。
6. (おやめいただきたい行為)
- ① 当館内諸施設に他のお客様のご迷惑になるような物をお持ち込みにならないでください。
    - イ. 犬、猫、小鳥など動物、ペット類全般。(ただし盲導犬、介助犬等をのぞく)
    - ロ. 発火または引火しやすい火薬や揮発油類及び危険性のある製品。
    - ハ. 悪臭及び強い臭いを発する物。
    - ニ. 法により禁じられている鉄砲、刀剣類及び麻薬などの薬物。
    - ホ. 著しく多量のお荷物、及び物品。
    - ヘ. その他、法令で所持を禁じられている物。
  - ② 客室やロビーを営業目的で使用しないでください。
  - ③ 当館内諸施設での許可を得ない物品販売や、広告・宣伝物の配布はお断りさせていただきます。
  - ④ 当館内諸施設で撮影された写真を許可なく営業上の目的で使用することは、法的措置の対象となる場合がございますのでおやめください。
  - ⑤ 廊下やロビーにおける所持品の放置はご遠慮ください。  
(長時間におよぶものは、場合により保管および中身を調べさせていただく場合がございます。)
  - ⑥ 当館内諸施設で賭博や風紀、治安を乱すような行為、他のお客様に迷惑となったり嫌悪感を与えるような行為はおやめください。
  - ⑦ 当館内諸施設で他のお客様にご迷惑を及ぼすような大声、放歌、または喧騒な行為。
  - ⑧ 外部からの飲食物のご注文はお断りしております。
  - ⑨ 窓に物を掛ける、窓側に物を陳列するなどの、外観を損なうような行為はおやめください。
  - ⑩ ご宿泊登録者以外の方のご宿泊はお断りいたします。
  - ⑪ 廊下やロビーおよび、喫煙場所以外での喫煙はおやめください。
  - ⑫ 未成年者のみでのご宿泊は、保護者の許可がない限りお断りしております。
  - ⑬ 当館を利用する方が心身衰弱、薬品などによる自己喪失など、ご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険な恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められたときは、ご利用をお断りいたします。
  - ⑭ 当館内の施設・設備をご利用の際は、所定の場所における本来の用途以外での使用はおやめください。
  - ⑮ 故意か否かを問わず、建造物、備品、その他の物品を損傷、汚染または紛失させた場合には相当額の弁償をしていただくことがあります。
  - ⑯ 不可抗力以外の事由により建造物、備品、その他の物品を破損、汚染、または紛失させた場合には相当額を弁償していただくことがあります。
  - ⑰ 緊急時を除き、非常階段、屋上、塔屋、機械室などへの立ち入りはお断りしております。
  - ⑱ その他当館が不相当と判断する行為。